

令和4年度 第2回北栄町栄財産区管理会 議事録

日 時	令和4年12月7日（水）午前10時～午前10時45分
場 所	大栄農村環境改善センター 会議室2
出 席 者	管理会：森田会長、長谷川委員、藤井委員、横山委員、宮本委員 堀江委員、徳山委員 町（企画財政課）：中野課長、稲井室長、山本
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 議事録署名人の選任 宮本委員、堀江委員を指名</p> <p>4. 協議事項</p> <p>(1) 令和4年度北栄町栄財産区特別会計補正予算（案）について &lt;事務局&gt;補正予算案について説明 &lt;委員&gt;意見なし</p> <p>(2) 令和5年度北栄町栄財産区特別会計当初予算（案）について &lt;事務局&gt;当初予算案について説明 &lt;委員&gt;意見なし</p> <p>(3) その他 【栗拾いイベント報告】 &lt;事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生育の遅れ等により9月17日から10月1日に開催を延期し、当日は約90名が参加した。</li> <li>・開始から2時間で栗がほとんどなくなるほど参加者は一生懸命収穫された。</li> <li>・反省点としては例年の1本オーナー制度から1日限定で収穫量制限なしの無料イベントに変更したことで、度々生育状況の確認を行ったり、延期の連絡を全員に電話で行ったり、当日の駐車案内が必要であったりとかえって事務が煩雑となった。</li> <li>・また、収穫量を制限しなかったため、後半に来た参加者から「ほとんど栗が残っていなかった」との声があがった。</li> <li>・来年度実施する際は、引き続き無料で実施したいがその他の開催内容については今回の反省点を踏まえ検討したい。</li> </ul> <p>&lt;委員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早い者勝ちになってしまったのであれば、例年通りオーナー制度に戻しては。</li> <li>・無料イベントを実施するのであれば1組〇kgなどの制限を設け、収穫できる時間も今回の〇時～〇時であればいつでもということではなく、一</li> </ul>

齊に開始にしては。

<事務局>

- ・少しでも多くの方が栗拾いを通して栄財産区を知っていただき、参加者が満足できる方法を引き続き検討したい。

【個人情報保護条例の規定の適用】

<事務局>

- ・これまで地方公共団体は、個人情報保護法に基づき、地方公共団体ごとに条例を制定していたが、団体ごとで一部の規定が明記されていなかったり、国と異なる独自の規定を定めていたりと規定や運用に相違があった。
- ・令和3年5月の個人情報保護法の改正により、全国的な「共通ルール」が定められ、財産区を含む特別公共団体についても令和5年4月より改正法の直接適用を受けることとなった。
- ・これにより、町でも直接適用を受けた条例案を令和5年4月までに制定することとなり、条文の中で財産区も明記されるようになる。
- ・改正法の適用により個人情報の開示請求があった場合は、条例をもとに開示の諾否について決定することとなる。

<委員>

意見なし

【インボイス発行事業者の登録】

<事務局>

- ・令和5年10月にインボイス制度が開始されるにあたり、栄財産区も適格請求書発行事業者として登録することとなった。
- ・いざという時に取引先にとって不利な状況とならないよう登録するもの。
- ・財産区として発行対象となる取引があるが、消費税申告するかどうかは次回の管理会で報告する。

<委員>

了解した。

5. 閉会